

「第3次美祢市健康増進計画（第3次健康増進計画、第3次食育推進計画、第2次自殺対策計画）に対するパブリック・コメント（意見募集）の実施について

1 意見募集する案件

第3次美祢市健康増進計画（第3次健康増進計画、第3次食育推進計画、第2次自殺対策計画）

2 パブリック・コメントを実施する目的

令和7年度末に策定予定の「第3次美祢市健康増進計画（第3次健康増進計画、第3次食育推進計画、第2次自殺対策計画）」について、市民の皆様から意見を募集します。

3 意見の募集期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月24日（火曜日）まで

4 閲覧場所

- (1) 美祢市ホームページ
- (2) 美祢市役所情報公開コーナー
- (3) 美祢市役所健康増進課
- (4) 市内各総合支所、出張所、公民館

※ (2)～(4)で閲覧できる時間は各施設の開館時間です。

5 担当部署及び提出方法

- (1) 担当部署 美祢市市民福祉部 健康増進課
- (2) 提出方法 所定の様式に氏名、住所、意見等必要事項を記入のうえ、以下のいずれかの方法で提出してください。

①書面持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール

意見書には、本計画（案）のどの部分に対する意見・提案なのかを明示してください。

- (3) 提出先 美祢市市民福祉部 健康増進課

〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

電話 0837-53-0304 FAX0837-52-1490

Email kenkou@city.mine.lg.jp

※電話または口頭での意見の申出は受付けませんのでご了承ください。

6 意見を提出できる人

- (1) 美祢市に住所を有する人
- (2) 美祢市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 美祢市内の事務所又は事務所に勤務する人
- (4) 美祢市内の学校に在学する人
- (5) 美祢市に対して納税事務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

7 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた意見は、本計画策定にあたって十分検討させていただきます。
- (2) 意見の内容(個人情報を除く。)は、それに対する本市の考え方と併せて公表します。
- (3) 公表にあたっては、提出された意見を類型化、要約させていただく場合もありますので、ご了承ください。
なお、趣旨が不明瞭なものや匿名の意見、あるいは本件に関係ないと思われる意見は公表しないことがあります。
また、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。
- (4) 記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。
- (5) 公表時期は令和8年3月上旬を予定しています。